

変更箇所	変更前	変更後	変更年月																																				
<p>IV 専攻科目の教育目的および履修方法</p>	<p>現代福祉学科P58</p> <p>(4) 専攻科目の先修制 (P.23参照) について ① 下表のB群に示す科目を履修登録するためには、A群の科目の単位修得が条件となります。</p> <table border="1" data-bbox="504 295 1075 470"> <thead> <tr> <th>A群</th> <th>B群</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>情報処理実習 I A</td><td>情報処理実習 I B</td></tr> <tr><td>情報処理実習 I B</td><td>情報処理実習 II A</td></tr> <tr><td>情報処理実習 II A</td><td>情報処理実習 II B</td></tr> <tr><td>ソーシャルワーク実習指導 I</td><td>ソーシャルワーク演習 II</td></tr> <tr><td>ソーシャルワーク実習 I (登録済み含む)</td><td>ソーシャルワーク実習指導 II</td></tr> <tr><td>ソーシャルワーク実習 I</td><td>ソーシャルワーク演習 III</td></tr> <tr><td>ソーシャルワーク実習 II</td><td>ソーシャルワーク実習 II</td></tr> <tr><td>社会福祉調査の基礎</td><td>精神保健福祉援助実習</td></tr> <tr><td></td><td>社会福祉調査実習</td></tr> </tbody> </table>	A群	B群	情報処理実習 I A	情報処理実習 I B	情報処理実習 I B	情報処理実習 II A	情報処理実習 II A	情報処理実習 II B	ソーシャルワーク実習指導 I	ソーシャルワーク演習 II	ソーシャルワーク実習 I (登録済み含む)	ソーシャルワーク実習指導 II	ソーシャルワーク実習 I	ソーシャルワーク演習 III	ソーシャルワーク実習 II	ソーシャルワーク実習 II	社会福祉調査の基礎	精神保健福祉援助実習		社会福祉調査実習	<table border="1" data-bbox="1249 183 1937 406"> <thead> <tr> <th>A群</th> <th>B群</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>情報処理実習 I A</td><td>情報処理実習 I B</td></tr> <tr><td>情報処理実習 I B</td><td>情報処理実習 II A</td></tr> <tr><td>情報処理実習 II A</td><td>情報処理実習 II B</td></tr> <tr><td>ソーシャルワーク実習指導 I</td><td>ソーシャルワーク実習指導 II</td></tr> <tr><td>ソーシャルワーク実習 I (登録済み含む)</td><td>ソーシャルワーク演習 III</td></tr> <tr><td>ソーシャルワーク実習 I</td><td>精神保健福祉援助実習</td></tr> <tr><td></td><td>社会福祉調査実習</td></tr> </tbody> </table> <p>ソーシャルワーク実習指導 I とソーシャルワーク演習 II は同じ5セメ配当となるため、先修制の指定から削除します。ただし、同時履修が前提となります。</p> <p>同様にソーシャルワーク実習 I とソーシャルワーク実習 II は同じ6セメ配当となるため、先修制の指定から削除します。ただし、同時履修が前提となります。</p>	A群	B群	情報処理実習 I A	情報処理実習 I B	情報処理実習 I B	情報処理実習 II A	情報処理実習 II A	情報処理実習 II B	ソーシャルワーク実習指導 I	ソーシャルワーク実習指導 II	ソーシャルワーク実習 I (登録済み含む)	ソーシャルワーク演習 III	ソーシャルワーク実習 I	精神保健福祉援助実習		社会福祉調査実習	<p>2025年4月</p>
A群	B群																																						
情報処理実習 I A	情報処理実習 I B																																						
情報処理実習 I B	情報処理実習 II A																																						
情報処理実習 II A	情報処理実習 II B																																						
ソーシャルワーク実習指導 I	ソーシャルワーク演習 II																																						
ソーシャルワーク実習 I (登録済み含む)	ソーシャルワーク実習指導 II																																						
ソーシャルワーク実習 I	ソーシャルワーク演習 III																																						
ソーシャルワーク実習 II	ソーシャルワーク実習 II																																						
社会福祉調査の基礎	精神保健福祉援助実習																																						
	社会福祉調査実習																																						
A群	B群																																						
情報処理実習 I A	情報処理実習 I B																																						
情報処理実習 I B	情報処理実習 II A																																						
情報処理実習 II A	情報処理実習 II B																																						
ソーシャルワーク実習指導 I	ソーシャルワーク実習指導 II																																						
ソーシャルワーク実習 I (登録済み含む)	ソーシャルワーク演習 III																																						
ソーシャルワーク実習 I	精神保健福祉援助実習																																						
	社会福祉調査実習																																						
<p>全体</p>	<p>予備登録 事前登録 本登録</p>	<p>抽選登録 選抜登録 オープン登録</p>	<p>2025年4月</p>																																				
<p>第1部 履修の心得 V 履修登録 履修登録制限単位数</p>	<p>(注1) 編転入学した者のカリキュラムは、編入学または転入学した年度ではなく、入学を認められた学年の在學生と同様のカリキュラムを適用します。再入学した者については、原則離籍前と同年度のカリキュラムを、復学した者については、休学前と同年度のカリキュラムをそれぞれ適用します。</p>	<p>削除</p>	<p>2025年4月</p>																																				
<p>第4部 学修生活の手引き 5. 休学と復学</p>	<p>-</p>	<p>(6) 復学した際のカリキュラム 復学した者については、休学前と同様のカリキュラムをそれぞれ適用します。</p>	<p>2025年4月</p>																																				
<p>第4部 学修生活の手引き 6. 再入学</p>	<p>(4) 再入学を願い出る時は、学費等納入規程に定める受験料を納め、所定の期間内に手続きをしなければなりません。なお、出願期間、出願書類等については入試部に問い合わせてください。また、再入学した者については、原則として、入学を認められた学年の他の在學生と同様のカリキュラムを適用します。</p>	<p>(4) 再入学を願い出る時は、学費等納入規程に定める受験料を納め、所定の期間内に手続きをしなければなりません。なお、出願期間、出願書類等については入試部に問い合わせてください。また、再入学した者については、原則として、入学を認められた学年の他の在學生と同様のカリキュラムを適用します。</p>	<p>2025年4月</p>																																				
<p>第4部 学修生活の手引き 7. 編入学・転入学</p>	<p>(3) 他の大学へ転学を希望する学生は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。(学則18条の3) ※本学の他学部(学科・専攻)への転入学の場合は、学則19条に基づく退学の手続きが必要となります。</p>	<p>(3) 他の大学へ転学を希望する学生は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。(学則19条) ※本学の他学部(同一学部内の他学科・専攻を含む)への転入学の場合は、学則19条に基づく退学の手続きが必要となります。また、編転入学した者のカリキュラムは、編入学または転入学した年度ではなく、入学を認められた学年の他の在學生と同様のカリキュラムを適用します。</p>	<p>2025年4月</p>																																				